

社会福祉法人白糠町社会福祉協議会 旅費等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会（以下「本会」という。）就業規則第28条により会務のために旅行する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 職員が旅行した場合には、出張命令、招集通知の区分に基づくところにより、旅費を支給する。

2 その他会長が会務のため特に旅行させる必要があると認めた場合には旅費を支給することができる。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。ただし、日当については宿泊を伴う場合にのみ支給する。

(旅費の額)

第4条 旅費の額は、別表第1のとおりとする。

(特別旅費)

第5条 会長は、研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行でこの規程に定める基準を超える経費については、別に旅費に加算することができる。

(旅費の調整)

第6条 旅行の用務又は状況等によって会長が必要と認める場合には、この規程にかかわらず、その旅行に要する旅費額の一部を減額し、又はその全額を支給しないことができる。

2 国、地方公共団体又は他の団体より旅費が支給されるときは支給しない。ただし、その支給額がこの規程の旅費額よりも少ないときは、その差額を支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、会務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の精算)

第7条 概算払いに係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後7日以内に当該旅費の精算をしなければならない。

(社用車等の使用)

第8条 職員の使用する車は、原則本会が所有し、又は借り上げて本会の業務に使用する車両（以下「社用車」という。）を使用するものとする。ただし、会長が必要と認めた場合は、私用車を使用することができる。

2 業務上私用車を使用する場合の車賃は、路程に応じ1キロメートル当たり別表第1に定める額を乗じて支給する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、旅費に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、社会福祉法人白糠町社会福祉協議会役員報酬及び役員等の旅費に関する規程

(昭和 46 年 4 月 1 日施行) は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程施行の際、現にこの規程による廃止前の社会福祉法人白糠町社会福祉協議会役員報酬及び役員等の旅費に関する規程(昭和 46 年 4 月 1 日施行)の旅費等については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 4 条関係)

旅費の額

車賃	社用車 支給なし 社用車以外の車両 1 kmにつき 37 円
鉄道賃	旅客運賃、急行料金及び座席指定料金
船賃	実費
航空運賃	実費
日当(1日)	*1 泊以上の出張の場合 道内、道外 2,700 円 釧路総合振興局管内及び日帰り旅行の場合は支給しない。
宿泊(1泊)	道内 12,000 円 道外 16,000 円 会務上特別な事由により定額を超える宿泊料の実費を要したときは、その超えた実費額を加算して支給する。